

第151期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）



場所

東京都新宿区西新宿6丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 「菊の間」



議案

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役15名選任の件

本年も株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」
のご用意はございません。

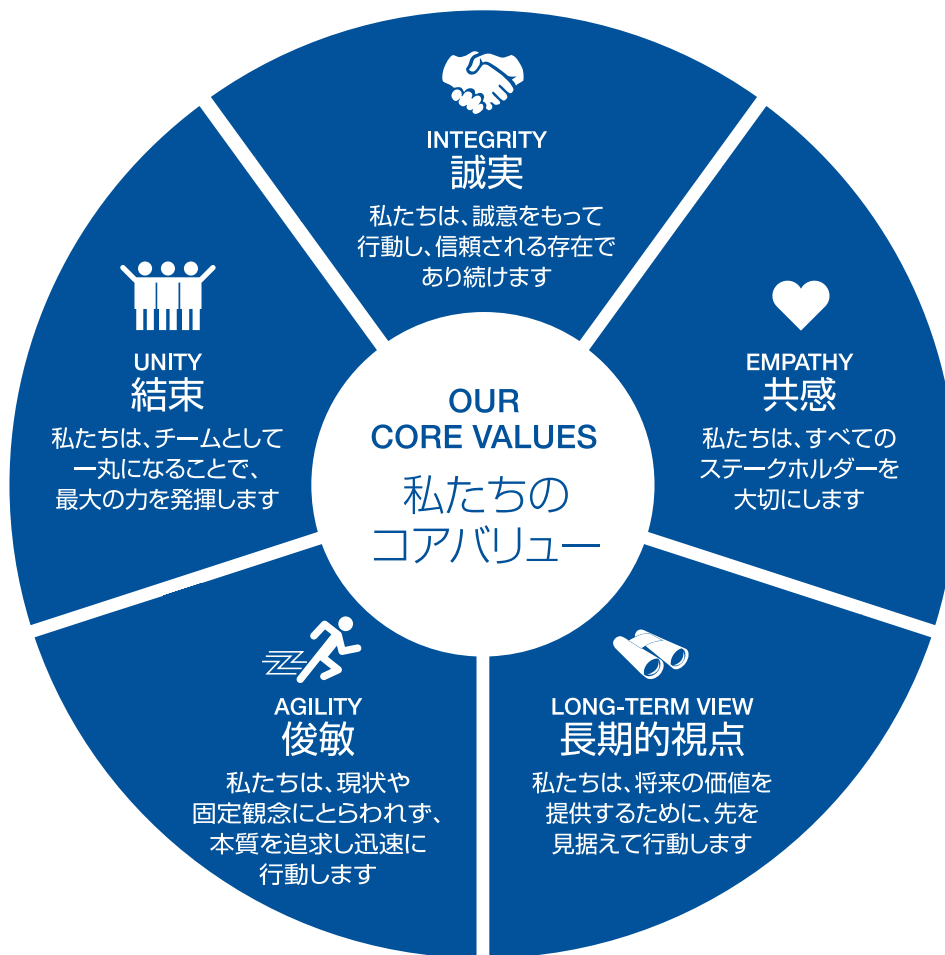
オリンパス株式会社

証券コード：7733

<経営理念>

OUR PURPOSE 私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling
世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現



株主の皆さまへ

2019年4月1日付で代表取締役社長執行役員に就任した竹内康雄でございます。

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第151期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

オリンパスグループは、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を経営理念に掲げ、お客さまや患者さまに新しい価値を提供することを追求しております。

2019年1月、当社は真のグローバル・メドテックカンパニーを目指し、企業変革プラン「Transform Olympus」を発表しました。創立100周年を迎え、さらに持続的な成長を続けるために、この「Transform Olympus」を通じて、当社はより強力かつ機動的な会社に生まれ変わります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員

竹内康雄



目次

招集ご通知

第151期定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使のご案内……………	2
インターネットによる議決権行使のご案内……………	3

株主総会参考書類（議案）

株主総会参考書類……………	5
---------------	---

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項……………	30
2 会社の株式に関する事項……………	41
3 会社役員に関する事項……………	42
4 会計監査人に関する事項……………	48

連結計算書類

連結財政状態計算書……………	49
連結損益計算書……………	50

計算書類

貸借対照表……………	51
損益計算書……………	52

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告……………	53
計算書類に係る会計監査人の監査報告……………	54
監査役会の監査報告……………	55

株主各位

証券コード 7733
2019年6月3日
東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表取締役 竹内 康雄

第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 日 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時） |
| ② 場 所 | 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 「菊の間」 |
| ③ 目的事項 | 報告事項 1. 第151期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役15名選任の件 |
| ④ 議決権の行使に
ついてのご案内 | 2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。 |
| ⑤ インターネット
開示に関する事項 | 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象の一部です。 |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト (<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

本年も株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」のご用意はございません。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席 される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付**にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2019年6月25日（火曜日）

午前10時

（受付開始予定時刻 午前9時）

場所

**ヒルトン東京
4階 「菊の間」**

郵送で議決権を行使 される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）

午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を 行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）

午後5時30分まで

詳細は次頁をご参照ください

《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

アクセス手順について



議決権行使ウェブサイト 検索

<https://www.web54.net>

パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使のお取扱い

- 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分まで受け付けますが、議決権行使集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 複数回議決権を行使された場合、一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1

WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよく読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。

次へすすむ

閉じる

<その他のご案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
- 招集ご通知の電子配信を行っている銘柄をに所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や単元未満株式の買取請求などの用紙送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

次へすすむ

▶ 次へすすむ をクリック

パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

2

ログイン

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
（電子メールにより招集ご通知が送付されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード

[別のパスワード画面へ](#)

ログイン

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力

▶ **ログイン** をクリック

3

パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- アウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード:

ここまです準備は完了です。

ここからは画面の指示に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00）

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値向上のため、安定した財務基盤の確保を前提とし、医療事業を中心とした成長領域への投資を優先したうえで、株主の皆さまのご期待に応えるため、業績等を勘案したうえで株主還元を実施することを基本方針としています。

上記方針に基づき、当期の期末配当金は、1株当たり30円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

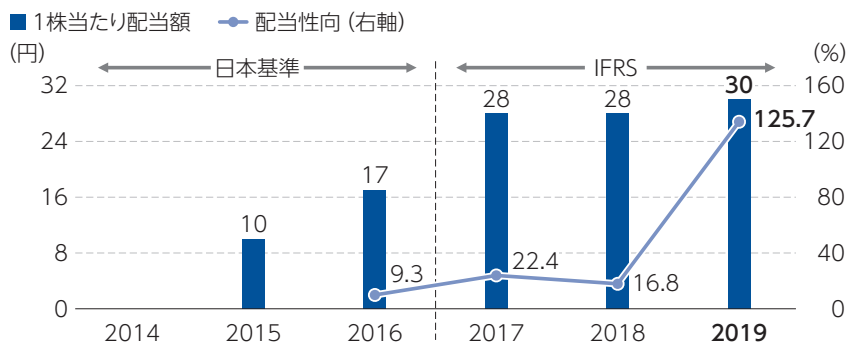
(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき30円 配当総額 10,242,624,870円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

(ご参考)



1株当たり配当額は前期から2円増配の30円。配当性向は125.7%（総還元性向は125.7%）。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、本年1月11日に発表した企業変革プラン「Transform Olympus」の考え方にに基づき、真のグローバル企業を目指すにあたり、業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図るため、指名委員会等設置会社に移行します。

このため、各委員会および執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除等の所要の変更を行います。また、当該定款変更と併せて、経営の監督と業務執行の分離にあたり、取締役においては監督機能、執行役においては迅速な業務執行において、それぞれ期待される役割を更に果たせる環境を整備するために、会社法第426条に基づき取締役および執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定（定款変更案第23条および第29条）を新設するとともに、上記の変更に伴い条数の繰り上げその他所要の変更を行います。

なお、定款変更案第23条および第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (略) 第3条 (機関)	第1条 (現行どおり) 第3条 (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、報酬委員会および監査委員会</u> 3. 執行役 4. 会計監査人
第5条 (略) 第12条 (招集権者および議長)	第5条 (現行どおり) 第12条 (招集権者および議長)
第13条 株主総会は、 <u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u>	第13条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②代表取締役には事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>第14条 　　(略) 第19条</p>	<p>②株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役が議長となる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>第14条 　　(現行どおり) 第19条</p>
<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>②取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第22条 　　(略) 第23条</p>	<p>第21条 　　(現行どおり) 第22条</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約) 第25条</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第26条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第27条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除および責任限定契約) 第23条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知)	
第30条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
(監査役会規程)	
第31条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(報酬等)	
第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役との責任限定契約)	
第33条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	第5章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会
(新設)	(選定方法)
	第24条 <u>当社の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u>
(新設)	(各委員会規程)
	第25条 <u>各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第6章 執行役
(新設)	<u>(選任方法)</u> 第26条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
(新設)	<u>(任期)</u> 第27条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。
(新設)	<u>(代表執行役および役付執行役)</u> 第28条 当社は取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。
(新設)	②取締役会は、その決議によって、役付執行役を定めることができる。
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> 第29条 当社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第34条 ↳ 第35条 (略)	第30条 ↳ 第31条 (現行どおり)
第7章 計算	第8章 計算
第36条 ↳ 第39条 (略)	第32条 ↳ 第35条 (現行どおり)

第3号議案 取締役15名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、本総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。それに伴い、取締役11名および監査役4名の全員が任期満了となりますので、第2号議案の承認および効力の発生を条件として、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当		取締役会出席状況
1	竹内 康雄	代表取締役社長執行役員 チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)	再任	28/28回 (100%)
2	笹 宏行	取締役	再任	28/28回 (100%)
3	シュテファン・カウフマン	執行役員 チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)	新任	一回 (-%)
4	古閑 信之	常勤監査役	新任	28/28回※ (100%)
5	清水 昌	常勤監査役	新任	28/28回※ (100%)
6	藤田 純孝	社外取締役	再任 独立 社外	28/28回 (100%)
7	片山 隆之	社外取締役	再任 独立 社外	27/28回 (96.4%)
8	神永 晋	社外取締役	再任 独立 社外	28/28回 (100%)
9	木川 理二郎	社外取締役	再任 独立 社外	26/28回 (92.9%)
10	岩村 哲夫	社外取締役	再任 独立 社外	28/28回 (100%)
11	梶田 恭正	社外取締役	再任 独立 社外	21/21回 (100%)
12	名取 勝也	社外監査役	新任 独立 社外	27/28回※ (96.4%)
13	岩崎 淳	社外監査役	新任 独立 社外	25/28回※ (89.3%)
14	デイビッド・ロバート・ヘイル		新任 社外	一回 (-%)
15	ジミー・シー・ピーズリー		新任 独立 社外	一回 (-%)

※監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

1 たけうち やす お 竹内 康雄 (1957年2月25日生)

再任



■ 所有する当社株式の数
13,587株

■ 取締役在任年数
7年

■ 当期における
取締役会への出席状況
28/28回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 当社入社
 2005年 4月 オリンパスメディカルシステムズ株式会社統括本部長
 2009年 4月 Olympus Europa Holding GmbH 取締役
 2009年 6月 当社執行役員
 2011年 10月 Olympus Europa Holding GmbH 取締役会長
 2012年 4月 当社取締役 (現任)
 当社専務執行役員
 当社グループ経営統括室長
 Olympus Corporation of the Americas 取締役会長 (現任)
 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事
 2013年 3月 Olympus Europa Holding SE 取締役
 2015年 4月 当社経営統括室長
 2016年 4月 当社副社長執行役員
 当社チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
 当社地域統括会社統括役員
 2019年 4月 当社代表取締役 (現任)
 当社社長執行役員 (現任)
 当社チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において経理や企画部門での経験を持ち、また海外駐在歴が長く、欧州や英国の子会社役員を歴任した経験からグローバルな視点を持つことに加え、当社取締役就任後は経営統括部門・財務経理部門を束ねるグループ経営統括室長として財務の健全化等の取り組みを主導してきた実績を持つため、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



■所有する当社株式の数
15,097株

■取締役在任年数
7年

■当期における
取締役会への出席状況
28/28回(100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1982年 4月 当社入社
- 2001年 4月 当社内視鏡事業企画部長
- 2005年 4月 オリンパスメディカルシステムズ株式会社第1開発本部長
- 2007年 4月 同社マーケティング本部長
- 2007年 6月 当社執行役員
オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
- 2012年 4月 当社代表取締役
当社社長執行役員
- 2019年 4月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において内視鏡の開発や医療部門のマーケティングに携わり、当社の主力事業である医療事業を担うリーダーに相応しい経験を有していることに加え、当社社長就任後は事業ポートフォリオの再構築、財務の健全化といった経営課題に取り組み、着実に達成してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3 | シュテファン・カウフマン (1968年1月24日生)

新任



■ 所有する当社株式の数
0株

■ 取締役在任年数
一年

■ 当期における
取締役会への出席状況
一回(一%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1990年 9月 Karstadt AG 人事機能勤務
- 2000年 10月 Thomas Cook 人事部長
- 2003年 5月 Olympus Europa GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG)
人事部ゼネラルマネージャー
- 2008年 4月 同社コーポレート部門マネジング・ディレクター
- 2011年 11月 同社エグゼクティブマネジング・ディレクター
- 2013年 9月 同社コンシューマ事業マネジング・ディレクター
- 2017年 4月 当社執行役員 (現任)
- 2019年 4月 当社チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO) (現任)
Olympus Europa Holding SE スーパーバイザリーボード
(チェアマン) (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

著名な欧州法人や当社の海外子会社において管理・人事部門および効率向上プロジェクトを率いた経験を有する等、そのグローバルかつ多角的なビジネスおよびコーポレート部門での経験と識見を通じて、当社のビジネスインフラと人事マネジメントのグローバル統一化を図り、真のグローバル・メドテックカンパニーとなるための経営体制を強化していくことに貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4 こ が の ぶ ゆ き 古閑 信之 (1955年9月14日生)

新任



略歴ならびに当社における地位および担当

- 1978年 4月 当社入社
- 2002年 4月 白河オリンパス株式会社代表取締役社長
- 2006年 4月 当社人事部長
- 2009年 6月 当社執行役員
オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
- 2009年 7月 同社製造サービス本部長
- 2010年 4月 会津オリンパス株式会社代表取締役社長
- 2014年 4月 当社コーポレートサービス本部長
- 2017年 6月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において製造・人事部門での長い経験から事業と業務に関する豊富な知識を有しており、白河オリンパス株式会社および会津オリンパス株式会社の社長をはじめ、子会社の役員を歴任した経験から管理監督についても経験豊富な実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 所有する当社株式の数
13,100株

■ 監査役在任年数
2年

■ 当期における
取締役会への出席状況
28/28回(100%)※

※ 監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

5 | しみず 清水

まさし
昌 (1957年12月19日生)

新任



略歴ならびに当社における地位および担当

1982年 4月 日本生命保険相互会社入社
2007年 3月 同社財務審査部長
2012年 4月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

日本生命保険相互会社の財務審査部門での経験と同社での海外駐在歴が長く、その経歴を通じて培った豊富な実績を持つため、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 所有する当社株式の数
2,500株

■ 監査役在任年数
7年

■ 当期における
取締役会への出席状況
28/28回(100%)※

※監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

6

ふじ た すみ たか
藤田 純孝

(1942年12月24日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
 2,000株

■ 社外取締役在任年数
 7年

■ 当期における
 取締役会への出席状況
 28/28回(100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1965年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1995年 6月 同社取締役
- 1997年 4月 同社常務取締役
- 1998年 4月 同社代表取締役常務取締役
- 1999年 4月 同社代表取締役専務取締役
- 2001年 4月 同社代表取締役副社長
- 2006年 4月 同社代表取締役副会長
- 2006年 6月 同社取締役副会長
- 2007年 6月 株式会社オリエンテーション取締役
- 2008年 6月 伊藤忠商事株式会社相談役
 古河電気工業株式会社取締役（現任）
 日本興亜損害保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株
 式会社）監査役
- 2009年 6月 日本板硝子株式会社取締役
- 2010年 4月 NKSJホールディングス株式会社（現 SOMPOホールディン
 グス株式会社）取締役
- 2012年 4月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社取締役、日本CFO協会理事長

選任の理由

伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 | かた やま たか ゆき 片山 隆之 (1945年10月9日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
700株

■ 社外取締役在任年数
3年

■ 当期における
取締役会への出席状況
27/28回 (96.4%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1968年 4月 帝人株式会社入社
- 1997年 6月 同社取締役
- 2000年 4月 同社CFO (グループ財務責任者)
- 2000年 6月 同社常務取締役
- 2001年 10月 テイジン・デュポン・フィルムズCEO (最高経営責任者)
- 2004年 4月 帝人株式会社CSO (グループ経営企画責任者)
- 2004年 6月 同社代表取締役専務
- 2005年 4月 同社CSRO (グループCSR責任者)
- 2006年 6月 同社代表取締役副社長
- 2009年 4月 同社CFO (グループ財務責任者)
- 2011年 6月 同社顧問役 (現任)
- 2012年 6月 参天製薬株式会社取締役
東洋製罐グループホールディングス株式会社監査役
- 2016年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

8 | かがみなが 神永

すすむ
晉 (1946年12月3日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
300株

■ 社外取締役在任年数
3年

■ 当期における
取締役会への出席状況
28/28回(100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1969年 5月 住友精密工業株式会社入社
- 1995年 3月 Surface Technology Systems Ltd. 代表取締役
- 2000年 6月 住友精密工業株式会社取締役
- 2002年 6月 同社常務取締役
- 2004年 6月 同社代表取締役社長
- 2012年 6月 同社相談役
- 2012年 10月 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役（現任）
SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー（現任）
- 2012年 12月 株式会社デフタ・キャピタル取締役（現任）
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役、SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー、株式会社デフタ・キャピタル取締役

選任の理由

住友精密工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

9 き かわ みち じ ろ う 木川 理二郎 (1947年8月2日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
0株

■ 社外取締役在任年数
3年

■ 当期における
取締役会への出席状況
26/28回 (92.9%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1970年 4月 日立建設機械製造株式会社（現 日立建機株式会社）入社
- 1995年 5月 日立建機（中国）有限公司総経理
- 1999年 6月 同社董事総経理
- 2001年 6月 日立建機株式会社執行役員
- 2002年 6月 同社常務執行役員
- 2003年 4月 同社専務執行役員
- 2003年 6月 同社執行役専務
- 2005年 4月 同社代表執行役執行役副社長
- 2005年 6月 同社代表執行役執行役副社長兼取締役
- 2006年 4月 同社代表執行役執行役社長兼取締役
- 2012年 4月 同社取締役
- 2012年 6月 同社取締役会長
株式会社日立製作所取締役
- 2014年 6月 日立建機株式会社相談役
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

10 いわむら てつお 岩村 哲夫 (1951年5月30日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
400株

■ 社外取締役在任年数
2年

■ 当期における
取締役会への出席状況
28/28回(100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1978年 4月 本田技研工業株式会社入社
- 2000年 6月 同社取締役
- 2003年 4月 ホンダサウスイアメリカ・リミターダ取締役社長
モトホンダ・ダ・アマゾンニア・リミターダ取締役社長
ホンダオートモーベイス・ド・ブラジル・リミターダ取締役社長
- 2006年 6月 本田技研工業株式会社常務取締役
- 2007年 4月 ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド取締役社長
アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド
取締役社長
- 2008年 6月 本田技研工業株式会社専務取締役
- 2011年 4月 同社取締役専務執行役員
- 2011年 6月 同社専務執行役員
- 2012年 4月 同社副社長執行役員
- 2012年 6月 同社代表取締役
- 2013年 4月 同社リスクマネジメントオフィサー
- 2014年 4月 同社コーポレートブランドオフィサー
アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド
取締役会長
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

11 | ます だ やす まさ 榎田 恭正 (1957年2月27日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
100株

■ 社外取締役在任年数
1年

■ 当期における
取締役会への出席状況
21/21回(100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入社
- 2008年 6月 同社執行役員経営推進部長
- 2011年 6月 同社執行役員財務担当兼経営推進部長
- 2012年 4月 同社執行役員財務担当（CFO）
- 2012年 6月 同社上席執行役員財務担当（CFO）
- 2017年 4月 同社上席執行役員社長付
- 2017年 6月 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員（現任）
- 2018年 6月 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員（現任）
当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員、デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員

選任の理由

アステラス製薬株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

12 な とり かつ や 名取 勝也 (1959年5月15日生)

新任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
2,000株

■ 社外監査役在任年数
7年

■ 当期における
取締役会への出席状況
27/28回(96.4%)※

※監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1986年 4月 榊田江尻法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
- 1990年 6月 Davis Wright Tremaine 法律事務所入所
- 1992年 7月 Wilmer, Cutler & Pickering 法律事務所入所
- 1993年 7月 エッソ石油株式会社（現 JXTGエネルギー株式会社）入社
- 1995年 1月 アップルコンピュータ株式会社（現 Apple Japan合同会社）入社
- 1997年 1月 サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）取締役
- 2002年 3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員
- 2004年 1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員
- 2010年 4月 同社執行役員
- 2012年 2月 名取法律事務所長（現任）
- 2012年 4月 当社監査役（現任）
- 2015年 3月 三井海洋開発株式会社取締役（現任）
- 2016年 4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員（現任）

重要な兼職の状況

名取法律事務所長、三井海洋開発株式会社取締役、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員

選任の理由

サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

13 | いわさき
岩崎あつし
淳 (1959年1月9日生)

新任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
1,500株

■ 社外監査役に在任年数
3年

■ 当期における
取締役会への出席状況
25/28回(89.3%)※

※監査役として取締役会に出席した状況を記載しています。

| 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1990年 11月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1991年 3月 公認会計士登録
- 1997年 3月 不動産鑑定士登録
- 1997年 12月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員
- 2005年 9月 岩崎公認会計士事務所長（現任）
- 2013年 6月 井関農機株式会社取締役（現任）
- 2015年 6月 日本ハム株式会社監査役（2019年6月25日同社取締役就任予定）
- 2016年 6月 当社監査役（現任）

| 重要な兼職の状況

岩崎公認会計士事務所長、井関農機株式会社取締役、日本ハム株式会社監査役（2019年6月25日同社取締役就任予定）

| 選任の理由

公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

14 | デイビッド・ロバート・ヘイル (1984年12月21日生)

新任

社外



略歴ならびに当社における地位および担当

- 2007年 9月 The Parthenon Group (現 EY-Parthenon) 入社
- 2009年 1月 Strategic Value Capital*アナリスト
* The Parthenon Groupの投資子会社
- 2009年 6月 The Parthenon Groupシニアアソシエイト
- 2010年 5月 同社プリンシパル
- 2011年 1月 ValueAct Capital Management L.P.入社
- 2012年 12月 同社バイスプレジデント
- 2014年 5月 同社パートナー (現任)
- 2015年 3月 MSCI Inc.ディレクター
- 2015年 8月 Bausch Health Companies Inc.ディレクター (現任)

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 社外取締役在任年数

一年

■ 当期における 取締役会への出席状況

一回(一%)

■ 重要な兼職の状況

ValueAct Capital Management L.P.パートナー、Bausch Health Companies Inc.ディレクター

■ 選任の理由

当社の株主であるValueAct Capital Management L.P. (以下、VAC社) のパートナーであり、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見をもってグローバル企業の変革を支援した実績を有しています。当社への株主の声を経営により反映することで、企業価値向上に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者として、当社はVAC社の投資先であるグローバル企業の協業実績について、デューデリジェンスを実施し、VAC社での経験が当社の変革と成長戦略の遂行に寄与するものと考えています。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

15 | ジミー・シー・ビズリー (1963年4月6日生)

新任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数

0株

■ 社外取締役在任年数

一年

■ 当期における
取締役会への出席状況

一回(一%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1986年 3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー
- 1989年 6月 C.R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当
- 2003年 6月 同社Bard Access Systems部門プレジデント
- 2007年 4月 同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント
- 2009年 5月 同社グループ・バイスプレジデント
- 2013年 6月 同社グループ・プレジデント
- 2018年 5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、VAC 社) への
コンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー
※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティング
であり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約
は、2019年3月に終了しています。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

医療機器業界における世界的なリーディング企業の1つであるC.R. Bardグループでの30年に及ぶグローバルでの事業経験および経営陣としての豊富な経験と識見を有しており、国際性の面とともに当社の取締役役に多様性をもたらせ、当社の経営体制強化および企業変革、成長戦略の遂行に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2019年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
2. 新任取締役候補者の決定プロセスについて
田口弘弘、小川治男および平田貴一の各氏の退任および指名委員会等設置会社への移行に伴い、指名委員会は、社長よりシュテファン・カウフマン、古閑信之、清水昌、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏を新任取締役候補者とする提案を受けました。当該提案を受けた指名委員会は、審議のうえ、取締役会に答申し、承認されました。
3. 藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、社外取締役候補者です。
4. 当社は、藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也および岩崎淳の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。また、ジミー・シー・ビーズリー氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出する予定です。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項について
(1) 藤田純孝氏が2008年6月より社外取締役に就任している古河電気工業株式会社は、2014年8月に、自動車用部品取引に係るカルテルに関し、中国で同国独占禁止法違反により3,456万円の制裁金を科す決定を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起してしました。これらの事実の発生後、同氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、コンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、各施策の実施状況について監視を行っています。
- (2) 片山隆之氏が2012年6月から2016年6月まで社外監査役に就任していた東洋製罐グループホールディングス株式会社は、2014年6月に同社の連結子会社が段ボールシートおよび段ボールケースの取引について、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起してしました。この事実の発生後、同氏は、同社取締役会等において、事実関係の調査、および社内における法令遵守の徹底を含め再発防止策について積極的に意見を述べるなど、適正な業務執行の確保のため職務を遂行しました。
- (3) 岩崎淳氏が2013年6月より社外取締役に就任している井関農機株式会社は、施設工事の入札に関し、2015年3月、2016年2月、および2017年2月に、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、同社取締役会等においてコンプライアンス、内部統制の視点から提言を行い、注意喚起してしました。これらの事実の発生後、同氏は業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めると再発防止のための職務を遂行しています。
6. 取締役との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。社外取締役候補者である藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫および榎田恭正の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、笹宏行、古閑信之、清水昌、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏が選任された場合は、各氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。

社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社取締役会は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」）の独立性を以下の基準に基づいて判断する。取締役会での判断に当たっては、過半数を社外取締役で構成する指名委員会があらかじめ社外役員の独立性を審査したうえで、取締役会に対し意見の陳述および助言を行う。

1. 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く。）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
2. 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - ③ 当社グループが大株主である
 - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
3. 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
6. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

以上

<ご参考> 取締役候補者の選任後における各委員会の委員の就任予定について

取締役候補者15名は、本総会において選任された後、次のとおり就任する予定です。
 なお、各委員会の委員長は独立社外取締役が就任予定です。

氏名	地位・担当	指名委員	報酬委員	監査委員
竹内康雄	取締役 代表執行役 社長兼CEO			
笹宏行	取締役			
シュテファン・カウフマン	取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)			
古閑信之	取締役			
清水昌	取締役			
藤田純孝	社外取締役			
片山隆之	社外取締役			
神永晋	社外取締役			
木川理二郎	社外取締役			
岩村哲夫	社外取締役			
榎田恭正	社外取締役			
名取勝也	社外取締役			
岩崎淳	社外取締役			
デイビッド・ロバート・ヘイル	社外取締役			
ジミー・シー・ビーズリー	社外取締役			

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、全体としては緩やかな回復が続くことが期待されたものの、米中貿易摩擦やEU離脱に関する英国の動向等から不透明な状況が続きました。わが国経済については、輸出や生産の一部に弱さがみられるものの、企業収益、雇用情勢が改善し、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復傾向が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは2017年3月期をスタートとする5カ年の中期経営計画「2016経営基本計画(16CSP)」の基本的な考え方である「"Business to Specialist" Company」および「One Olympus」に基づき、事業運営を行ってきたことに加え、2019年1月には真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指した企業変革プラン「Transform Olympus」を発表し、持続的な発展に向けた取り組みを推し進めてまいりました。

当社グループの連結売上高は、医療事業、科学事業の増収により、7,938億62百万円(前期比0.9%増)となりました。営業利益については、医療事業は米国司法省との司法取引契約締結に伴う費用96億53百万円等の一時費用の計上により減益となりました。一方、科学事業は増収により増益となりました。加えて、証券訴訟の損害賠償請求の和解に伴う解決金193億80百万円や映像事業の生産拠点の再編に伴う費用61億74百万円、中国生産子会社に対する訴訟の判決に伴う損害賠償に対する引当金38億17百万円、および当社の海外子会社が行った間接税に係る自主調査に関して追加的に徴収が見込まれる税額53億28百万円の引当金計上等により、営業利益は282億81百万円(前期比65.1%減)となりました。また、為替差損の計上に伴う金融費用の増加に伴い、親会社の所有者に帰属する当期利益は81億47百万円(前期比85.7%減)となりました。

主力の医療事業においては、消化器内視鏡分野が製品ライフサイクル後半の中でも堅調に推移したほか、16CSPで高い成長を期待する外科分野では、日本、欧州で前期に本格導入した「VISERA ELITE II (ビセラ・エリート・ツー)」および、エネルギーデバイスの「THUNDERBEAT (サンダービート)」の販売が好調に推移し、北米においては、前期に買収した米国 Image Stream Medical 社とのシナジーにより、4K外科内視鏡とシステムインテグレーション製品の販売が堅調に推移し、過去最高の売上高を更新しました。

一方で、映像事業においては生産拠点の再編に伴い、一部既存製品の供給や新製品数に制約が生じたことに加え、ミラーレスカメラの競合環境が激化した影響により、減収減益となりました。

また、当期においては、当社グループ全体で939億68百万円の研究開発費を投じるとともに、668億30百万円の設備投資を実施しました。

為替相場は前期と比べ、対米ドルは前期並み、対ユーロは円高で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル=110.91円(前期は110.85円)、1ユーロ=128.41円(前期は129.70円)となり、売上高は対ユーロで円高の影響を受け前期比34億73百万円の減収要因、営業利益については一部通貨がユーロに対して通貨安となったため前期比7億58百万円の増収要因となりました。

(注)この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。

2. 事業別の状況

医療

【主要製品および事業内容】 消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡処置具、超音波内視鏡の製造販売

医療事業の連結売上高は6,343億1百万円（前期比2.9%増）、営業利益は1,119億34百万円（前期比8.1%減）となりました。

消化器内視鏡分野においては、主力の内視鏡基幹システムが製品サイクル後半にあるものの、堅調に推移しました。外科分野においては、外科手術用内視鏡システムの新製品「VISERA ELITE II（ビセラ・エリート・ツー）」が好調に推移したほか、バイポーラ高周波と超音波の統合エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」が引き続き売上を伸ばしました。処置具分野においては、膵胆管等の内視鏡診断・治療に使用するシングルユース製品などの販売が好調でした。

医療事業の営業利益は、米国司法省との司法取引契約締結に伴う費用を計上したこと等により、減益となりました。

売上高

6,343億1百万円

（前期比2.9%増）

科学

【主要製品および事業内容】 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売

科学事業の連結売上高は1,042億25百万円（前期比4.2%増）、営業利益は81億35百万円（前期比26.6%増）となりました。

病院およびライフサイエンス研究向けの生物顕微鏡は、北米や中国で好調に推移しました。また、工業用顕微鏡は半導体、電子部品向けの販売が好調だったことに加え、非破壊検査機器も石油ガス市場向けを中心に中国、アジアで売上を伸ばし、増収となりました。

科学事業の営業利益は、増収と費用の効率的なコントロールにより、増益となりました。

売上高

1,042億25百万円

（前期比4.2%増）

映像

【主要製品および事業内容】 デジタルカメラ、録音機の製造販売

映像事業の連結売上高は486億79百万円（前期比19.3%減）、営業損失は182億68百万円（前期は12億円の営業損失）となりました。

生産拠点の再編に伴い一部既存製品の供給や新製品数に制約が生じたことに加え、ミラーレスカメラの競合環境が激化した影響により、映像事業の売上は減収となりました。

映像事業の営業損失は、減収および生産拠点の再編に伴う費用ならびに、減損損失19億90百万円を計上したこと等により、損失を計上しました。

売上高

486億79百万円

(前期比19.3%減)

その他

【主要製品および事業内容】 生体材料の製造販売、システム開発ほか

その他事業の連結売上高は66億57百万円（前期比32.4%減）、営業損失は35億21百万円（前期は49億66百万円の営業損失）となりました。

コンパクトカメラのレンズユニットの外販を終了したこと等により、その他事業の売上高は、減収となりました。

その他事業の営業損失は、事業ドメインへの経営資源の集中を進めるべく、非事業ドメインの整理を行い、前期に子会社の事業譲渡を行ったこと等により、損失幅が縮小しました。

売上高

66億57百万円

(前期比32.4%減)

その他

66億57百万円

0.8%

映像

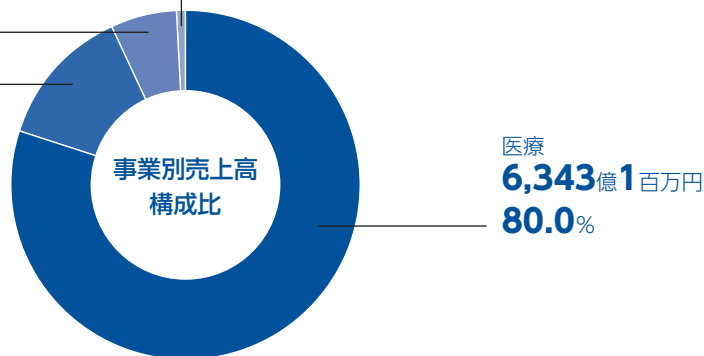
486億79百万円

6.1%

科学

1,042億25百万円

13.1%



3. 財産および損益の状況の推移

	日本基準		IFRS		
	第148期 (2016年3月期)	第149期 (2017年3月期)	第149期 (2017年3月期)	第150期 (2018年3月期)	第151期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	804,578	748,050	740,557	786,497	793,862
営業利益 (百万円)	104,464	76,487	71,192	81,029	28,281
税引前利益 (百万円)	90,898	62,149	62,481	76,665	20,117
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	62,594	78,191	42,783	57,064	8,147
資産合計 (百万円)	1,000,614	991,062	960,032	978,663	932,030
資本合計 (百万円)	384,283	430,880	396,228	444,259	442,387
基本的1株当たり当期利益 (円)	45.72	57.12	31.25	41.71	5.97
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	279.31	313.24	288.36	324.25	323.06

- (注) 1. 第151期(当期)の業績につきましては、前記「■企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」(30頁)に記載のとおりです。
 2. 当社は第150期より従来の「日本基準」に替えて「国際財務報告基準(IFRS)」を適用しています。また、ご参考までに、第149期のIFRSに準拠した数値も併記しています。
 3. 直前3事業年度の財産および損益の状況については、IFRSに準拠した用語に基づいて表示しています。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「資産合計」は「総資産」、「資本合計」は「純資産」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産額」となります。
 4. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。このため、第148期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」は株式分割後の数値を表示しています。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当期は2018年7月に長期借入金100億円を調達したほか、2019年3月に第23回無担保社債を100億円起債しました。

(2) 設備投資の状況

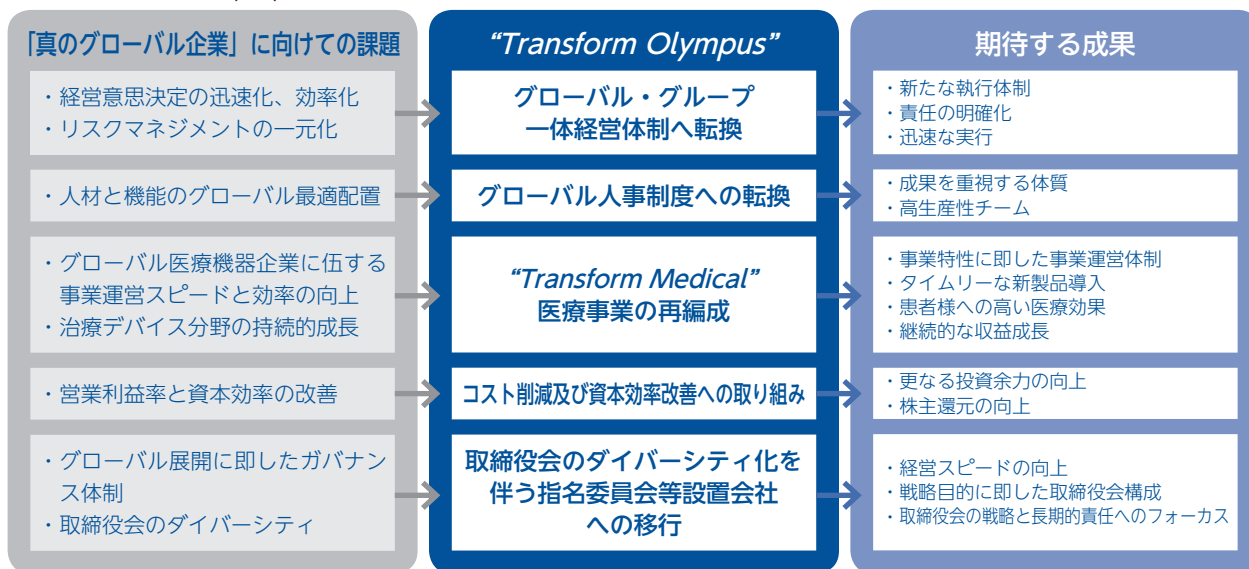
当期に実施した設備投資の総額は、668億30百万円です。主なものは、医療事業における研究開発資産、生産設備、デモ用備品、レンタル備品および工場拡張等です。

5. 対処すべき課題

今後の世界経済は、全体として減速傾向が見込まれ、長引く米中貿易摩擦や中国の景気減速、また金融資本市場の変動等により、依然として景気の下振れリスクが残ります。また、わが国経済は、企業業績の改善により回復基調が続くものの、世界経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動等により、先行き不透明な状況が続くと思われま

す。このような状況のもと、当社グループは、2017年3月期をスタートとする5カ年の中期経営計画「2016経営基本計画（16CSP）」を着実に推し進めるとともに、真のグローバル・メドテックカンパニーとして、当社グループの持続的な成長を可能とする基盤整備のため、2019年1月に発表した企業変革プラン「Transform Olympus」を実現すべく、持続的な発展に向けた取り組みを推し進めていきます。

(1) Transform Olympusについて



①グローバル・グループ一体経営体制へ転換

- ・グローバル経営体制と5名の経営執行責任者によるリーダーシップの強化
- ・迅速な意思決定、リスクの一元化

②グローバル人事制度への転換

以下の人材マネジメント方針の下、人事マネジメント制度を当社グループで統一し、国内外の優秀な人材を適所適材で積極的に確保、登用、配置できる人事制度を構築します。

- ・人材育成：早期選抜、機能ごとのプロフェッショナル・専門人材の育成
- ・人材の登用・配置：国籍・年齢を問わない人材登用・配置、人材情報システムの整備
- ・人材確保：グローバルレベルでの必要な人材の確保、人事制度の共通化
- ・人材ガバナンス：キーポジションの直接的なガバナンス、キーポジションの後継者のモニタリング

③医療事業の再編成（「Transform Medical」）

これまでの5部門（消化器科呼吸器科事業、外科事業、泌尿器科婦人科事業、耳鼻咽喉科事業、医療サービス事業）から、内視鏡事業および治療機器事業の2事業部門に再編成しました。

現行	2019年4月以降	特徴	製品
消化器科呼吸器科事業	内視鏡事業 <i>Endoscopic Solutions Division</i>	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルビジネス統括拠点：日本 ・現有の事業インフラ・プロセスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消化器科、呼吸器科及び外科内視鏡キャピタル製品 ・ソフトウェア ・リプロセス ・修理サービス ・システムインテグレーション
外科事業			
泌尿器科婦人科事業	治療機器事業 <i>Therapeutic Solutions Division</i>	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルビジネス統括拠点：米国 ・治療デバイスの最大市場であり、豊富な医療クラスターへのアクセスが可能な米国からグローバルの意思決定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消化器科、呼吸器科の処置具 ・エネルギー・デバイス及びその他外科用シングルユース製品 ・泌尿器科、婦人科、耳鼻咽喉科製品
耳鼻咽喉科事業			
医療サービス事業			

④コスト削減および資本効率改善への取り組み

グローバル医療機器市場における同業他社と同水準まで大幅に改善するよう取り組みます。

- ・営業利益率の改善
2020年3月期の販売管理費を2018年3月期の水準まで圧縮
- ・資本効率の改善
各事業の設備投資および運転資本の見直しならびに戦略的事業投資と株主還元に向けたフリー・キャッシュフローの持続的な増加

⑤取締役会のダイバーシティ化を伴う指名委員会等設置会社への移行

取締役会の体制をビジネスのグローバル展開に即したものにし、経営の監督を強化します。

- ・業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上
- ・経営陣による戦略およびベストプラクティスの遂行に対する取締役会の監督機能を強化
- ・経営の機動性を向上させ、グローバルな経営実績を有する取締役候補者の招聘に繋げる

(2) 各事業の戦略

医療事業では、「Transform Olympus」で掲げたプランの1つである「Transform Medical」に則り、医療事業の再編成を行い、運営体制の最適化と合理化を図り、グローバル・メドテック業界における競争力の強化を図ります。科学事業では、顧客群別の戦略推進により収益基盤を確立するとともに、グローバル一体運営による共通機能の強化および効率化を図ります。映像事業では、事業効率の向上により黒字化構造を確立するとともに、市場変化への対応力向上等様々な施策に取り組み、確固たるブランドポジションを築きます。

当社グループは、創立100周年の節目を越えて、次の100年につながる真のグローバル・メドテックカンパニーとして、持続的な発展を実現するための足元固めと攻めの事業ポートフォリオを構築し、企業価値向上に取り組んでいきます。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社4社を含む連結子会社は91社、持分法適用会社は2社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus (China) Co., Ltd.	31,000千米ドル	100%	中国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

7. 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

(1) 当社の主要な事業所

本店	東京都八王子市
本社事務所	東京都新宿区
技術開発センター	東京都八王子市
長野事業場	長野県伊那市および上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡
支店	札幌、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所	新潟、松本、静岡、金沢、京都、岡山、松山、鹿児島

(2) 主要な子会社の事業所

会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルベニア州
Olympus Europa Holding SE	ドイツ連邦共和国ハンブルク市
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Olympus (China) Co., Ltd.	中華人民共和国北京市

8. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

事業	従業員数	前期比増減
医療	23,317名 (1,152名)	909名 (△39名)
科学	4,193名 (88名)	66名 (△23名)
映像	4,570名 (15名)	△1,617名 (△58名)
その他	859名 (57名)	△31名 (5名)
本社管理	2,185名 (84名)	△136名 (一名)
合計	35,124名 (1,396名)	△809名 (△115名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を()内に外数で記載しています。

2. 医療では、主に販売体制の強化に伴い、前期に比べ従業員数が増加しています。

3. 映像では、主に海外工場で生産調整等を行ったため、前期に比べ従業員数が減少しています。

9. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	589億18百万円
株式会社三菱UFJ銀行	426億7百万円

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 当社が過去の損失計上の先送りのために不適切な財務報告をしたことについて、当社株主等が当社を被告として訴訟を提起しておりました。

三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5社、合計6社は、2014年4月7日付（当社への訴状送達日は2014年4月17日）で当社に対し、279億15百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、2018年7月31日に、当社が合計6社に対して190億28百万円の解決金を支払う旨の裁判上の和解が成立しました。

その他の訴訟も2018年12月13日までに和解が成立し、過去の損失計上先送り問題に関する当社を被告とする損害賠償請求訴訟は全て解決しました。

(2) 当社は、過去の損失計上の先送りに係る一連の問題の責任を明確にするため、取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、厳正かつ徹底した調査を行い、その結果に基づき、2012年1月に、旧取締役19名に対して36億10百万円、旧監査役5名に対して10億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起するとともに、2012年6月および2014年10月には同事案における社外協力者5名に対して3件合計12億円（その後請求を拡張して合計17億円）の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しました。

旧取締役19名に対する損害賠償請求訴訟では、2016年3月24日に旧取締役13名との間で、相手方が当社に対して解決金として合計72百万円を支払うこととする旨の裁判上の和解をし、当社に支払われました。残る旧取締役6名（うち1名は相続人3名）に対する損害賠償請求訴訟では、2017年4月27日に、東京地方裁判所にて、旧取締役6名が当社に対し587億86百万円を上限として、連帯して支払うよう命ずる判決（当該金額は、当社株主が共同訴訟参加した事件（両事件は併合）における請求認容額となります）が言い渡されましたが、当社は、旧取締役5名に対する請求の一部棄却部分を不服として、2017年5月11日に、東京高等裁判所に控訴を提起し、旧取締役からも控訴が提起されました。同控訴審では、2019年5月16日に、東京高等裁判所にて、旧取締役5名全員について取締役としての善管注意義務および忠実義務の違反を認めたとうえで、うち3名について当社に対する賠償責任を認め、594億5百万円を上限として、連帯して支払うよう命ずる判決（当該金額は、当社株主が共同訴訟参加した事件における請求認容額となります）が言い渡されました。その余の旧取締役1名については、同人の控訴取下げにより第一審判決が確定し、同判決に基づき同人から当社に対して37百万円が支払われました。

また、旧監査役5名に対する損害賠償請求訴訟では、2016年5月12日に旧監査役4名（うち1名はその相続人2名）および2016年11月28日に旧監査役1名との間で、相手方が当社に対して解決金として合計34百万円を支払う旨の裁判上の和解をし、現時点までに当社に支払われました。

その他、社外協力者5名に対する損害賠償請求訴訟では、うち2名について、2017年6月15日に、東京高等裁判所にて、連帯して当社に対し10億円を支払うよう命ずる控訴審判決が言い渡され、2019年2月26日に最高裁判所より上告棄却・上告不受理決定が下されて、確定しました。別の社外協力者1名に対する訴訟では、2018年9月25日に、東京地方裁判所にて、当社に対し2億円を支払うよう命ずる判決が言い渡され、現在、同人が控訴して、東京高等裁判所に係属中です。残る社外協力者2名との訴訟は、現在、東京地方裁判所に係属中です。

(3) 当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」) が、深圳市安平泰投資发展有限公司 (以下、「安平泰」) に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中级人民法院に提起しました。深圳市中级人民法院において2018年7月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されておりました。OSZは、当該判決を不服として、2018年8月17日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。

また、当社は、2018年12月25日開催の取締役会において、当社の子会社であるOlympus (China) Co., Ltd.の保有するOSZの持分全部をShenzhen YL Technology Co., Ltd. (中国・深圳市) に対して譲渡することに関する契約を当社との間で締結することを決議しました。

(4) 当社の子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社 (以下、「OMSC」) が製造・販売している十二指腸内視鏡に関して、2015年3月および8月に米国司法省よりOMSC宛てに情報の提供を求める旨の召喚状が発行され、同省によるFDCA (Federal Food, Drug and Cosmetic Act : 連邦食品・医療品・化粧品法) に関する調査を受けておりました。OMSCは、本件について同省との間で2018年12月3日に司法取引契約を締結し、この司法取引契約が同年12月10日に米国裁判所において承認され確定しました。OMSCは、本件に関して、有害事象に関する米国食品医薬品局への医療機器報告 (以下、「MDR」) およびMDRの追加報告の提出に関するFDCA違反について、同契約において、次の事項等に合意しました。

①2012年8月から2014年10月の間に欧州で発生した事象に関する米国食品医薬品局に対する2件の追加報告MDRおよび1件の初期報告MDRの提出を行わなかったことの3件の刑事上の軽罪について、ニュージャージー地区米国連邦地方裁判所において有罪答弁を行うこと

②8,000万米ドル (約90億86百万円) の刑事罰金および500万米ドル (約5億68百万円) の刑事没収相当額等を支払うこと

③法規制を遵守するプロセスを強化し、本合意に基づき当社が期待される水準について達していることの確認を定期的に実施すること

(5) 当社の子会社である米国Olympus Corporation of the Americas (以下、「OCA」) は、2006年から2011年までの米国医療事業に関連する活動について、米国司法省より米国反キックバック法および米国虚偽請求取締法に関する調査を受け、2016年2月29日に、米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結する等しておりました。また、OCAは、2011年10月より当社の間接米国子会社であるOlympus Latin America, Inc.および同社のブラジル子会社であるOlympus Optical do Brasil, Ltda.の医療事業に関連する活動についても、米国司法省より米国海外腐敗行為防止法に関する調査を受け、同じく2016年2月29日に、これらの子会社等が米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結しておりました。上記2件の協定に関しては、米国司法省が裁判所に起訴状を取り下げる旨の申立てを行い、裁判所が2019年3月12日にこれらを承認し、公訴は却下され、終了しました。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,000,000,000株

2. 発行済株式総数 341,420,829株 (自己株式1,292,520株を除く)

(注) 2018年6月26日開催の取締役会の決議により、2018年7月26日に譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行したため、発行済株式総数は22,125株増加しています。

3. 当期末株主数 24,949名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	35,321,100株	10.35%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505010	19,392,800	5.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	18,237,500	5.34
ソニー株式会社	17,243,950	5.05
日本生命保険相互会社	13,286,618	3.89
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	11,404,000	3.34
株式会社三菱UFJ銀行	10,880,586	3.19
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	8,958,065	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,845,100	1.71
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	5,830,751	1.71

(注) 持株比率は、自己株式 (1,292,520株) を控除して算出しています。

5. その他株式に関する重要な事項

株式分割

当社は、2019年2月8日開催の取締役会において、2019年4月1日付で普通株式1株を4株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しました。

これにより、発行可能株式総数は4,000,000,000株に、発行済株式総数は1,370,853,396株 (自己株式を含む) となりました。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	笹 宏 行	
取 締 役	竹 内 康 雄	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO) 地域統括会社統括役員
取 締 役	田 口 晶 弘	営業マーケティング部門長 医療事業統括役員 外科事業ユニット長
取 締 役	小 川 治 男	技術統括役員 (CTO) 技術開発部門長 イノベーション推進室長
取 締 役	平 田 貴 一	チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)
社外取締役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社外取締役	片 山 隆 之	
社外取締役	神 永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役
社外取締役	木 川 理二郎	
社外取締役	岩 村 哲 夫	
社外取締役	榎 田 恭 正	有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
常勤監査役	古 閑 信 之	
常勤監査役	清 水 昌	
社外監査役	名 取 勝 也	名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
社外監査役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社監査役

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2018年6月26日付で就任しました。
監査役清水昌、名取勝也、岩崎淳の各氏は2016年6月28日付で、監査役古閑信之氏は2017年6月28日付で就任しました。
2. 取締役藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫および榎田恭正の各氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。
3. 監査役名取勝也および岩崎淳の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。

4. 監査役岩崎淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当期中および当期末後における取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
笹 宏 行	2019年4月1日	取締役	代表取締役社長執行役員 ※2019年3月31日付退任
竹 内 康 雄	2019年4月1日	代表取締役社長執行役員 チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)	取締役副社長執行役員 チーフファイナンシャルオフィサー (CFO) 地域統括会社統括役員
田 口 晶 弘	2018年10月1日	取締役専務執行役員 営業マーケティング部門長 医療事業統括役員 外科事業ユニット長	取締役専務執行役員 営業マーケティング部門長 医療事業統括役員
	2019年4月1日	取締役専務執行役員 チーフオペレーティングオフィサー (COO)	取締役専務執行役員 営業マーケティング部門長 医療事業統括役員 外科事業ユニット長
小 川 治 男	2019年3月1日	取締役専務執行役員 技術統括役員 (CTO) 技術開発部門長 イノベーション推進室長	取締役専務執行役員 技術統括役員 (CTO) 技術開発部門長
	2019年4月1日	取締役専務執行役員 チーフテクノロジーオフィサー (CTO)	取締役専務執行役員 技術統括役員 (CTO) 技術開発部門長 イノベーション推進室長
平 田 貴 一	2019年4月1日	取締役常務執行役員 日本統括役員 副チーフアドミニストレイティブオフィサー (副CAO)	取締役常務執行役員 チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)
片 山 隆 之	2018年6月26日	社外取締役	社外取締役 参天製薬株式会社取締役

6. 当社は執行役員制度を採用しており、2019年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
社長執行役員*	笹 宏 行	執行役員	清水 佳 仁
副社長執行役員*	竹 内 康 雄	執行役員	稲 富 勝 彦
専務執行役員*	田 口 晶 弘	執行役員	土 屋 英 尚
専務執行役員	林 繁 雄	執行役員	斉 藤 吉 毅
専務執行役員*	小 川 治 男	執行役員	斉 藤 克 行
常務執行役員	境 康	執行役員	安 藤 幸 二
常務執行役員	阿 部 信 宏	執行役員	田 代 芳 夫
常務執行役員*	平 田 貴 一	執行役員	江 口 和 孝
常務執行役員	川 俣 尚 彦	執行役員	ナチョ・アピア
常務執行役員	半 田 正 道	執行役員	シュテファン・ カウフマン
常務執行役員	吉 益 健	執行役員	長 谷 川 晃 樹
執行役員	北 村 正 仁	執行役員	楠 田 秀 樹
執行役員	小 林 哲 男	執行役員	櫻 井 友 尚
執行役員	大 久 保 俊 彦	執行役員	杉 本 繁 実

(注) 1. 2019年3月31日付で次の執行役員が退任しました。

社長執行役員 笹 宏行
 専務執行役員 林 繁雄
 常務執行役員 川俣 尚彦
 執行役員 清水 佳仁

2. 2019年4月1日付で次のとおり執行役員の地位に異動がありました。

社長執行役員 竹内 康雄

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

役員報酬については、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、月例報酬、短期インセンティブ制度として賞与、長期インセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬により構成されています。月例報酬は役員毎の基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当該期の連結営業利益額（その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く）に基づき総支給額が決定される仕組みをとっています。また、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬および予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該取締役の月例報酬、賞与とは別枠の報酬として当社の普通株式を交付する仕組みです。当社第149期定時株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬をあわせた報酬上限は年額5億円および15万株であり、このうち82%部分が業績連動型株式報酬に係るものとなります。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の支給対象としていません。

また、監査役の報酬等は、監査役の協議により定めた月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬は支給対象としていません。

■ 取締役（社外取締役を除く）の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

報酬の種類		比率		
固定報酬	月例報酬	50%		
変動報酬	短期インセンティブ	賞与	25%	50%
	長期インセンティブ	譲渡制限付株式報酬	6%	
		業績連動型株式報酬	19%	
合計		100%		

(2) 支給人員および報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	12名	460百万円
監査役	4名	83百万円

(注) 1. 使用人を兼務している取締役はいないため、使用人分給与はありません。

2. 取締役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第143期定時株主総会において、月額100百万円以内、賞与は年額350百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2017年6月28日開催の第149期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の報酬額として年額5億円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第138期定時株主総会において、月額10百万円以内と決議いただいております。

4. 上記の取締役および監査役の報酬等の総額のうち、社外役員（社外取締役7名、社外監査役2名）に対する総額は、110百万円です。

5. 上記支給人員には、2018年6月26日開催の第150期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	神 永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー 株式会社デフタ・キャピタル取締役
社 外 取 締 役	榎 田 恭 正	有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
社 外 監 査 役	名 取 勝 也	名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員
社 外 監 査 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社監査役

- (注) 1. 藤田純孝、神永晋、榎田恭正、名取勝也および岩崎淳の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. 本項目については、2018年6月26日開催の第150期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 藤田 純 孝	取締役会の議長を務め、当期開催の取締役会（会社法第370条に基づく決議の省略による開催を除く。以下同じ）28回のすべてに出席し、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、役員報酬を決定するための報酬委員会委員長として、役員報酬基準等の審議を取りまとめ、役員報酬案を策定し、取締役会に提案しています。
取締役 片山 隆 之	当期開催の取締役会28回のうち27回に出席し、帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、役員報酬を決定するための報酬委員会において、役員報酬基準等の審議に参加するとともに、役員報酬案を策定しています。
取締役 神 永 晋	当期開催の取締役会28回のすべてに出席し、住友精密工業株式会社およびSKグローバルアドバイザーズ株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、コンプライアンス体制を監督し改善するためのコンプライアンス委員会委員長として、内部統制システム強化等の審議を取りまとめ、その内容を取締役に報告しています。さらに、役員報酬を決定するための報酬委員会において、役員報酬基準等の審議に参加するとともに、役員報酬案を策定しています。
取締役 木 川 理二郎	当期開催の取締役会28回のうち26回に出席し、日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会委員長として、役員候補者の選考基準等の審議を取りまとめ、役員候補者を選考し、取締役会に提案しています。
取締役 岩 村 哲 夫	当期開催の取締役会28回のすべてに出席し、本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会において、役員候補者の選考基準等の審議に参加するとともに、役員候補者を選考しています。さらに、コンプライアンス体制を監督し改善するためのコンプライアンス委員会において、内部統制システム強化等の審議に参加しています。
取締役 榎 田 恭 正	2018年6月26日開催の第150期定時株主総会にて就任以降開催された当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、アステラス製薬株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会において、役員候補者の選考基準等の審議に参加するとともに、役員候補者を選考しています。
監査役 名 取 勝 也	当期開催の取締役会28回のうち27回および監査役会36回のうち35回に出席し、サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。
監査役 岩 崎 淳	当期開催の取締役会28回のうち25回および監査役会36回のうち35回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しています。

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	277百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	340百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Olympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus Corporation of Asia Pacific LimitedおよびOlympus (China) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として国際財務報告基準（IFRS）に関する助言等を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第151期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	456,032
現金及び現金同等物	114,426
営業債権及びその他の債権	155,321
その他の金融資産	2,155
棚卸資産	153,623
未収法人所得税	7,931
その他の流動資産	16,867
小計	450,323
売却目的で保有する資産	5,709
非流動資産	475,998
有形固定資産	176,908
のれん	101,188
無形資産	69,269
退職給付に係る資産	30,239
持分法で会計処理されている投資	2,440
営業債権及びその他の債権	14,618
その他の金融資産	32,808
繰延税金資産	47,267
その他の非流動資産	1,261
資産合計	932,030

科目	第151期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	287,511
営業債務及びその他の債務	61,724
社債及び借入金	59,707
その他の金融負債	9,391
未払法人所得税	8,043
引当金	10,803
その他の流動負債	133,311
小計	282,979
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	4,532
非流動負債	202,132
社債及び借入金	121,628
その他の金融負債	7,799
退職給付に係る負債	43,116
引当金	6,468
繰延税金負債	12,101
その他の非流動負債	11,020
負債合計	489,643
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	441,193
資本金	124,606
資本剰余金	91,310
自己株式	△4,764
その他の資本の構成要素	△8,234
利益剰余金	238,275
非支配持分	1,194
資本合計	442,387
負債及び資本合計	932,030

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第151期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	793,862
売上原価	284,297
売上総利益	509,565
販売費及び一般管理費	437,510
持分法による投資損益	603
その他の収益	6,234
その他の費用	50,611
営業利益	28,281
金融収益	2,183
金融費用	10,347
税引前利益	20,117
法人所得税費用	12,068
当期利益	8,049
当期利益の帰属	
親会社の所有者	8,147
非支配持分	△98
当期利益	8,049

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第151期 2019年3月31日現在
資産の部	
流動資産	228,803
現金及び預金	34,985
受取手形	923
売掛金	80,815
製品	24,542
仕掛品	9,125
材料	46,129
短期貸付金	10,982
未収入金	18,414
未取還付法人税等	2,831
その他	6,569
貸倒引当金	△6,512
固定資産	516,990
有形固定資産	86,876
建物	34,384
構築物	1,792
機械装置	9,929
車両運搬具	15
工具器具備品	19,048
土地	14,287
リース資産	6,937
建設仮勘定	484
無形固定資産	8,324
特許権	845
ソフトウェア	4,444
ソフトウェア仮勘定	3,022
施設利用権等	13
投資その他の資産	421,790
投資有価証券	19,417
関係会社株式	350,063
関係会社出資金	278
長期貸付金	611
前払年金費用	19,708
長期未収入金	7,211
繰延税金資産	26,593
その他	6,175
貸倒引当金	△8,266
資産合計	745,793

科目	第151期 2019年3月31日現在
負債の部	
流動負債	177,650
買掛金	33,643
一年内返済予定長期借入金	48,000
リース債務	2,707
未払金	11,156
未払費用	48,244
未払法人税等	401
預り金	32,729
製品保証引当金	152
ポイント引当金	115
その他	503
固定負債	96,732
社債	20,000
長期借入金	70,000
リース債務	4,401
長期預り金	486
事業整理損失引当金	1,845
負債合計	274,382
純資産の部	
株主資本	464,256
資本金	124,606
資本剰余金	91,030
資本準備金	91,026
その他資本剰余金	4
利益剰余金	253,384
その他利益剰余金	253,384
圧縮記帳積立金	1,161
繰越利益剰余金	252,223
自己株式	△4,764
評価・換算差額等	6,631
その他有価証券評価差額金	6,631
新株予約権	524
純資産合計	471,411
負債及び純資産合計	745,793

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第151期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	376,812
売上原価	195,160
売上総利益	181,652
販売費及び一般管理費	188,147
営業利益	△6,495
営業外収益	59,483
(受取利息)	175
(受取配当金)	53,847
(その他)	5,461
営業外費用	9,004
(支払利息)	2,459
(社債利息)	178
(為替差損)	1,651
(社債発行費)	54
(シンジケートローン手数料)	582
(その他)	4,080
経常利益	43,984
特別利益	4,340
(固定資産売却益)	1,160
(投資有価証券売却益)	2,486
(関係会社清算益)	656
(訴訟関連受取金)	38
特別損失	22,274
(減損損失)	1,478
(投資有価証券評価損)	626
(投資有価証券売却損)	205
(関係会社株式評価損)	585
(証券訴訟関連損失)	19,380
税引前当期純利益	26,050
法人税、住民税及び事業税	△5,038
法人税等調整額	865
当期純利益	30,223

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 本 征 範 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 昌 泰 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 本 征 範 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 昌 泰 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

オリンパス株式会社 監査役会

常勤監査役 古 閑 信 之 ㊞

常勤監査役 清 水 昌 ㊞

社外監査役 名 取 勝 也 ㊞

社外監査役 岩 崎 淳 ㊞

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

会場ご案内図

【会場】 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 **ヒルトン東京 4階 「菊の間」**

【交通】 ア 東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅	地下通路 を通り	徒歩 約 3分
ア 都営大江戸線	都庁前駅	C8出口 より	徒歩 約 3分
イ JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線	新宿駅	西口 より	徒歩 約10分

ヒルトン東京 4階 「菊の間」



無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約5分です。(当社株主総会の受付時間は午前9時でございます。)

本年も株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」のご用意はございません。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

